

第 1 4 回 定 例 総 会 議 事 録

期 日

令和 6 年 9 月 1 7 日開会

令和 6 年 9 月 1 7 日閉会

米沢市農業委員会

令和6年9月17日（火）午前9時30分 米沢市農業委員会第14回定例総会を米沢市役所庁議室に招集した。

出席委員（19名）

1 番 小関善隆 委員	8 番 樋渡由美 委員	1 5 番 長谷部吉雄 委員
2 番 我彦正福 委員	9 番 高山古典 委員	1 6 番 相田市三郎 委員
3 番 山王堂民榮 委員	1 0 番 遠藤伊一 委員	1 7 番 伊藤俊浩 委員
4 番 佐藤政和 委員	1 1 番 江口益美 委員	1 8 番 鈴木晃子 委員
5 番 宮崎雅文 委員	1 2 番 橋本政美 委員	1 9 番 桐澤林右衛門 委員
6 番 木村彰博 委員	1 3 番 古畑功一 委員	
7 番 鈴木和義 委員	1 4 番 佐藤利夫 委員	

欠席通告委員（なし）

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（1名）

農政課 主任 久米夏樹

会議に出席した事務局職員（6名）

事 務 局 長	柴 倉 和 典
事務局長補佐兼農政振興主査	根 津 正 孝
農 地 主 査	宮 原 功
主 査	丸 田 淳
主 査	瀧 口 圭 史
主 任	片 山 紀 子

会議に付議した事項

1. 提出議題

報第1号 非農地証明の報告について

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議第4号 米沢農業振興地域整備計画の変更について

2. その他

開 会 午前9時30分

根津補佐 これより第14回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。
初めに、「農業委員会憲章」の唱和を15番 長谷部吉雄委員のご発声にて
よろしくお願いいたします。
(唱和)

根津補佐 ありがとうございます。それでは、会長より挨拶をお願いいたします。
会 長 おはようございます。
秋雨の真ただ中ということで、ご苦労さまでございます。ここに来て天気も
思わしくない、今日は天気が晴れマーク、気温だけだと思いますけれども、
遊休農地対策委員会もあるのでスムーズに進行させていただきたいと思
います。

9月10日に置賜地区の県議会議員と農業委員会の会長との懇談会という
ことで、その中で昨年度もありましたけれども、農業関係のいろんな施設と
いいますか、それが置賜地区にはないという、宮内に研究室ありますけれど
も、ほかの地区については最上地区には農大が開校したり、あるいは畜
産試験場があったり、庄内地区には水田の研究施設があったり、村山地区は
県の試験場ありますし、様々な果樹なんかの試験場がある。ただ、ここ置賜
には普及課と宮内のと、あとは学校置農があるというようなことですが、
県としての施設としてはなかなか置賜にはないということで、何か置賜のほう
にいろんな研究したり、あるいは農家の人が行っていろんな研修をしたりと
いう施設が欲しいということを、県議会議員の方々も感じているようですし、
各地区の農業委員会会長からもそのような意見が出ておったところでありま
す。今、自民党総裁選に9人も出て、いろんな政策ということで論戦してお
り、農業関係のことについても新聞等にそういったことが出ておったよう
であります。人それぞれ考え方はありますが、やっぱり農業は国の大事な、生
きていく上では必要なものだとは認識はあるようではありますが、それぞ
れ政策ではやっぱり違いがあるようであります。いろいろ注視していただ
きたいなと思ったところであります。

本日は大変ご苦労さまでございます。

根津補佐 ありがとうございます。
それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第
4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進
行をお願いいたします。

議 長 それでは、私のほうで議事の進行をさせていただきます。
米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員はあり

ませんので、全員出席であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第14回定例総会は成立をいたしました。

今回の議事録署名委員には、10番 遠藤伊一委員、11番 江口益美委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

根津補佐

(挙手)

議 長

根津補佐。

根津補佐

議案書の訂正等はありません。

議 長

ないようですので、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号15号から17号の計3件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田4筆 2,910.00㎡、畑8筆 1,160.00㎡、合計12筆 4,070.00㎡です。

受理番号15号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用年月日は、昭和36年頃です。申請理由は、昭和36年頃より耕作しておらず、非農地化しているためです。

受理番号16号 申請人 ○○○○ 相続人 △△△△、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田、畑から原野への転用です。転用年月日は、平成元年より前です。申請理由は、平成元年頃には既に耕作しておらず、非農地化しているためです。

受理番号17号 申請人 ○○○○ 外1名、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、平成元年です。申請理由は、平成元年10月16日付で農地法第5条の許可が出ており、非農地化しているためです。

以上、よろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。

議案の内容について事務局の説明を求めます。

丸田主査
議 長
丸田主査

(挙手)

丸田主査。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号27号の計1件になります。申請人及び土地の表示等については記載のとおりとなります。申請のありました筆数及び地積は、田のみ1筆 35.00㎡となります。

受理番号27号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長
全 委 員
議 長

全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

異議なし。

異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査
議 長
丸田主査

(挙手)

丸田主査。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号18号から23号の計5件となります。申請人及び土地の表示等については記載のとおりとなります。申請のありました筆数及び地積は、田 7筆 2,424.00㎡、畑1筆 1,008.00㎡、合計8筆 3,432.00㎡です。

受理番号18号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は自作地相互の交換のためです。

受理番号19号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は自作地相互の交換のためです。

受理番号21号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は自作地相互の交換のためです。

受理番号22号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は自作地相互の交換のためです。

受理番号23号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号18号から23号を上程いたします。

初めに、18号から。

1 5 番

(長谷部吉雄委員 挙手)

議 長

長谷部委員。

1 5 番

15番 長谷部です。受理番号18号と19号なんですけれども、こちら交換ということで一緒に説明をさせていただきます。

18号、19号なんです、申請人、土地の表示、申請場所は表記のとおりです。場所は西江股の籍田、ライスセンター北西約1キロのところにあります。○○○○さんと△△△△さんは、以前から耕作している土地を交換して作っているということになっていましたが、登記をしていませんでしたので、今回登記ということで申請になりました。耕作もしており、管理もされてあるので、特に問題はないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

以上です。

議 長

続いて、21号。

6 番

(木村彰博委員 挙手)

議 長

木村委員。

6 番

6番の木村です。受理番号21号と22号なんですけれども、土地の交換なので一緒にご説明いたします。調査結果をご説明いたします。

農地を交換する申請です。申請人等必要事項につきましては議案書に記載のとおりでございます。場所につきましては、下中田公民館から約10メートルぐらい行った北側になります。申請人の○○○○さんなんですけれども、高齢で独り身ということで、今回自分の農地を確認する意味で測量などを行って調べた結果、今、○○さんが畑として作っているところに、もう一人の申請者、△△△△さんの土地があったということで、その土地と、△△△△さんの家の北側にある土地を交換するということだそうです。何十年前前から交換してまして、実際それぞれ栽培しておりました。今回正式に手続をして、農地の交換をするということになったそうです。

以上です。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 続いて、23号。

19番 (桐澤林右衛門委員 挙手)

議 長 桐澤委員。

19番 19番 桐澤です。

〇〇〇〇さんは令和5年に相続した農地を活用していなかったために、売買先を探していたところです。そこで、隣地である「らんたん食堂」を経営している△△氏が活用したいということで、〇〇司法書士に手続を頼んだということで、9月3日に電話をして確認しております。土地の表示等は記載のとおりです。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 それでは、ただいまの受理番号18号から23号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号18号から23号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号12号から17号の計6件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、田2筆 199.00㎡、畑6筆 1,914.00㎡、合計8筆 2,113.00㎡です。

受理番号12号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、宅地分譲(1区画)のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。

受理番号13号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、住宅敷地の拡張のためです。こちらは集落接続の1種農地です。

受理番号14号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示と地積に

つきましては記載のとおりです。転用事由は、住宅敷地の拡張のためです。
こちらは集落接続の1種農地です。

受理番号15号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、宅地分譲（2区画）のためです。こちらは集落接続の1種農地です。

受理番号16号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、住宅敷地の拡張のためです。こちらは集落接続の1種農地です。

受理番号17号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、一般住宅の建設のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いします。
それでは、受理番号12号から17号を上程いたします。
初めに、12号からお願いします。

1 2 番 (橋本政美委員 挙手)

議 長 橋本委員。

1 2 番 12番 橋本です。12号について、調査報告します。

売買により、畑から宅地への申請です。渡人、受人、地番、地目については議案書のとおりです。場所は上矢来通り、緑ヶ丘保育園の付近にあります。現地調査は、9月3日、○○行政書士に電話をして承諾を得て行いました。申請地は草刈りがなされており、上下水道があり、事前着工もなく許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 続いて、13号。

1 0 番 (遠藤伊一委員 挙手)

議 長 遠藤委員。

1 0 番 10番 遠藤です。私から、議案第3号の13号と14号の調査結果を報告いたします。

申請人、土地の表示等の詳細は議案書のとおりであります。調査は9月3日、仲介人の○○○○さんと現地確認をいたしました。申請地は上郷小学校の北側の住宅地になります。それで、この申請者お二人は、△△さんの畑に屋根の雪が落ちていくということで、毎年気にしながらいたということで、この際、△△さんの畑を譲り受けて宅地として拡張して使いたいということの案件で、問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、15号。

4 番 (佐藤政和委員 挙手)
議 長 佐藤委員。

4 番 4 番 佐藤です。受理番号15号について、ご説明を申し上げます。

申請人、土地の表記につきましては記載のとおりでございます。〇〇さんが長年畑として使用しておりましたけれども、おじいさんが亡くなってからはその畑をあまり活用していなかったということで、△△△△さんに転用で宅地分譲をするということになっています。周辺に水路が走っているわけですが、それについて土地改良区、窪田維持管理組合の役員とも協議をして現地確認をして、それで問題ないということになりましたので、このことについては問題がなかろうということで、この件につきましてご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 続いて、16号。

1 6 番 (相田市三郎委員 挙手)

議 長 相田委員。

1 6 番 16番 相田です。受理番号16号の調査結果を報告いたします。

申請人、土地の表示等は記載のとおりです。場所は塩井を通っている県道米沢南陽白鷹線にある薬師堂でありますけれども、その斜め向かいのところでは9月3日に〇〇さんと△△さんを訪問して話を聞いてきました。受人の△△△△さんが宅地が狭くて、先ほどの14号と同じく、冬、屋根の雪が渡人の〇〇さんの農地に落ちるということで、〇〇さんにお願ひした案件で、事前に着工もなく、問題はないと思われまふ。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 続いて、17号。

5 番 (宮崎雅文委員 挙手)

議 長 宮崎委員。

5 番 5番 宮崎です。17号の案件に関しまして報告させていただきます。

渡人、受人は記載のとおりでございます。〇〇さんの土地を△△△△さんが譲り受けられまして、一般住宅の建設を計画したいという案件でございます。9月2日に私、現地調査をしてまいりまして、担当行政書士の〇〇さんと確認いたしまして、問題ないという内容でございます。△△△△さんは医師ということで、近くに羅医院という医院があるんですが、そこから場所も近いということで、地図のほうありますけれども、松川小学校前のセブンイレブンの南側の敷地となっております。現在、畑のほうは耕作されておらず、草などが置かれているような状況でございます。周辺の農地への影響もないと思われまふ。よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、ただいまの受理番号12号から17号について、意見並びに質

問はありませんか。

全 委 員
議 長

なし。

ないので、受理番号 12 号から 17 号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第 4 号 米沢農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査
議 長

(挙手)

宮原主査。

宮原主査

議第 4 号 米沢農業振興地域整備計画の変更について、は本日提出者であります米沢市より農政課職員の出席がありますので、担当職員からご説明を申し上げます。

久米主任
議 長
久米主任

(挙手)

久米主任。

農政課の久米です。

私から米沢農業振興地域整備計画の変更について、説明します。

今回の変更は、農用地区域からの除外による計画の変更が 4 件となります。

それでは、議第 4 号、議案書 No. 5 をご覧ください。

まずは 1 号について、要望者は〇〇〇〇です。変更要望地、地目、面積は記載のとおりで、農用地区域から白地への除外となります。除外目的は、車両置場の設置になります。要望者は、要望地西側隣接地において、車両販売及び整備事業を営んでおります。事業開始から 30 年以上が経過し、事業拡大に伴い、車両を保管する場所の確保が困難となってきました。そこで、事業所の敷地に隣接する土地の所有者と話をしたところ、当該要望地の所有者から事業実施について同意が得られたため、当該要望地の除外申請に至っております。

2 号について、要望者は〇〇〇〇です。変更要望地、地目、面積は記載のとおりで、農用地区域から白地への除外となります。除外目的は、建売分譲です。要望者は、市内で工務店を営んでおり、宅建業の免許も有しております。建築希望の顧客があった際に土地の購入も必要なお客様へ提案できるよう、自社で建売分譲を行うことを計画しております。要望者の事業所周辺は商業施設が立ち並ぶ大通りに近く、高速道路インターチェンジへのアクセスもしやすく、大通りから少し入った当該要望地は静かな住環境が期待できる

土地でもあります。要望者の事業所周辺に建売分譲を計画することにより、お客様に提案する場合も地域の状況も把握している面で案内がしやすく、分譲地として適していることから、要望地の除外申請に至っております。

3号についてです。要望者は〇〇〇〇です。変更要望地、地目、面積は記載のとおりで、農用地区域から白地への除外となります。除外目的は、建売分譲です。要望者は、市内で不動産業を営んでおり、市内で建売分譲を行うことを計画しております。事業規模は30区画前後の計画としたため、道路等に必要な広さも鑑み、8,000から10,000㎡程度の広さが必要となるということです。要望地は農用地区域内の土地ではありますが、商業施設が立ち並ぶ大通りに近く、高速道路インターチェンジへのアクセスもしやすく、生活に便利な位置にあるため分譲地として適していることから、要望地の除外申請に至っております。

なお、1号から3号については、都市計画区域無指定となっており、農業関連事業の投資状況においては、国営米沢平野の農業水利事業としております。なお、こちらについては平成27年に完了しており、8年が経過している状況です。

続きまして、4号です。要望者は〇〇〇〇です。変更要望地、地目、面積は記載のとおりで、農用地区域から白地への除外となります。除外目的は、バイオマス発電に使用する丸太置場の設置になります。要望者は、バイオマス発電所を建設しており、バイオマス発電に使用する丸太置場を計画しております。発電所へ効率よく運ぶため、発電所に対し距離が近いところに丸太置場を設置する必要があるということです。当該要望地は発電所からの距離が近いこと、当該要望地及びその周辺の土地は現在耕作されておらず、原野化している状態であり、今後農地として利用される見込みはほぼないことなども思慮された上で当該要望地の申請に至っております。

なお、当該地は都市計画区域無指定となっており、周辺地域における農業関連事業の投資状況はございません。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。

それでは、要望番号1号から4号を上程いたします。

それでは、1号。

1 6 番

(相田市三郎委員 挙手)

議 長

相田委員。

1 6 番

16番の相田です。1号の調査結果を報告いたします。

土地の表示、地目、その他は記載のとおりであります。場所は、先ほどと同じく塩井を通っている県道米沢南陽白鷹線のあるJA施設の愛の郷の斜め

向かいのところですよ。9月4日に△△さん宅に訪問して、話を聞いてきました。先ほど農政課の方が概要を説明してくださいましたが、そのとおりでありまして、場所が狭いので車両置場を増設したいということで要望した案件だそうです。事前着工もされていないので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長
6 番
議 長
6 番

続いて、2号。

(木村彰博委員 挙手)

木村委員。

6番の木村です。

先ほど説明あったとおりなんですけれども、申請人等必要事項につきましては記載のとおりでございます。現地を確認してきまして、2号のほうですけれども、今現在、田んぼとして作付されておりました。周辺、説明あったんですけれども、北側が道路、東側が住宅、南側も住宅ということで、確認した結果、2号につきましては周辺の農地に影響はないと判断いたしました。

3号も続けていいですか。（「3号も続けて」の声あり）

続きまして3号、先ほどの申請地のちょうど西隣になります。現在、北側が田んぼとなっていてまして、南側が畑になっておりました。ちょうど西側に塩井の〇〇〇〇さんのサクランボ畑がありまして、地元委員の相田委員と一緒に〇〇さんのお宅にお邪魔しまして、話を聞いてきました。〇〇さんも測量に立ち会ってまして、そのときに内容を大体分かっているようなことでした。

それで〇〇さんから話を聞いて、建売分譲ということでこれから住宅地になった場合、心配していることが、サクランボ畑ということで消毒するそうなんですけれども、その消毒したときに農薬が住宅のほうに流れて住宅の人とトラブルになったり、あと消毒は風が吹かないうちにするそうで、早朝にスピードスプレーヤーで消毒するらしいんですけれども、その音が結構うるさいもので、住宅の人と騒音トラブルにならないかということを心配しておりました。

そのほかに、冬場になると思うんですけれども、サクランボ畑の近くに家を建ててしまうと、屋根からの落雪とか除雪の雪をおっつけられて、枝折れや雨よけハウスのパイプ等が曲がったりとかすることが心配されるということで、できればサクランボ畑と申請地の間、住宅を少し離して建ててもらいたいと。できればサクランボ畑と今回の申請地の住宅街の間に道路を造ってもらって、なるべくサクランボ畑と家の距離を取ってもらわないと、先ほど言ったような問題が起きてしまうと思うので、その辺は〇〇さんのほうから強くお願いされたところでありましたので、サクランボのほうもせっかく順

調に来ている中で、いろいろな問題が出るとサクランボを作るのがやりづらくなるということで、今言ったことをしっかり対策していただきたいということでした。

私からは以上です。

議 長
9 番
議 長
9 番

続いて、4号。

(高山吉典委員 挙手)

高山委員。

9番 高山です。4号に関して、ご説明いたします。

土地の表示、地目等は記載のとおりです。バイオマス発電に使用する丸太置場の設置ということで、現地調査をしてまいりました。現地のほうは木が生えているような状況でした。事前着工ありません。周辺農地への影響もないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

それでは、ただいまの調査結果の説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

3号ですけれども、木村委員から、隣接地のサクランボを作っている〇〇さんからいろんな要望が出ているという内容でありますので、この辺について、皆さんどうでしょうか。そのくらい心配しているということは、申請している方とも話をしているということで今聞いて……一応その見解については承知していると。

6 番

〇〇さんがですか。測量のとき立ち会ったときに話は少し聞いたということです。

議 長
6 番

その辺は申請者との話の中で……

申請者としゃべったかはちょっと分からないですけれども、測量で立ち会ったときに今回の内容は聞いたみたいです。

議 長

そうなったときに、道路とか、住宅を離してくれということは〇〇さんから話を伺ったというけれども、許可された場合に、〇〇さんと施工する業者さんの間でそういう話をしていかないと、農業委員会が話聞きながら意見なしとしたことになるから。これから施工する業者の方と話を十分していただいて、工事をするというようなこと。

6 番

〇〇さんも一概に反対はしないけれども、さっき言った問題が起きないような対策をしてもらわないということは強くお願いされたんですけれども。

議 長

そういう問題があるとなれば、十分話し合っていて事業を進めていただきたいということ。これどうでしょう、農業委員会から言っていくんだか、当人が業者の方と話をしていくのか。

久米主任

農業委員のほうで立会いに行かれて、今この場で話が出ているということ

であるので、そういった意見がありましたということを回答として提出していただけると、こちらは相手方に、いずれ手続が全て終わった後に、こういったことには必ず注意してくださいという指示はできる、しやすいなと思いますので、意見を付していただけると。反対はしていないということですか。

6 番 そうですね。相田委員、そんな感じだったですよ。反対はしないけれども。

1 6 番 自分の土地でもないから。ただ、やっぱり問題は、ここが今染まっているところが住宅になれば、住宅の中にぼつんとサクランボ園が出てくるので、今まででもやっぱりトラブル結構あったみたいで、今の騒音問題とかラジオかけたりしてうるさいとか、苦情言われてやりづらくなったという中に、住宅がまた増えれば、ここは本当に大変に。この人は大変作業に気を遣って、朝するのも大変になるなと我々は思うんだけど、ここら辺は住宅できて大きな開発になったから本人はそういうの見ているけれども気を遣ってやりづらくなと思うんだけど。

議 長 いや、私が言っているのは、農業委員会としては問題はないという意見を出した上で、さっき農政課からありましたが、そういう心配を現地の方がされているということも伝えて、こういう意見があったということでお伝えいただくというのはいかがでしょうか。それを踏まえて、これについてそういう意見をしていくとしたいと思います。

それでは、1号から4号についてほかに意見ありませんか。

1 0 番 今のところまとめてもらって、もう1回説明してもらいたい。地権者と申請した人との将来のトラブルについて、やはり注意しなければならないと、会長も言ったとおり、やっぱりもう1回お互いにそういう話をしてもらった中で結論出してもらったのならば、農業委員会としては意見なしという方向でもいいのかなと。ここで一発でなかなか、私たちも責任あるからね、やっぱり。だから、サクランボ作れなくなった、お前らのせいだなんて言わない人だけでも、そういうことを想像すると、意見なしとする前にもう一度申請者と隣の地権者の方と話し合いを持って、そこでお互いに了解得てからのほうが。その結果お互いに合意をしたとなれば、農業委員会としても、市長からの意見を求められたのは意見なしとしますという形を取ったほうが誠意があるのかなと思うんだけど、オーケーとここで出すより。どうなんだか私も分からないけれども。うちの近所も住宅地になって、後から隣で水田作っているんだけど、日曜日草刈り4時半頃から始めてしまうと、うるさいと文句言われたり、市の担当課のほうに直接電話行って、この農家のうるさいとか、トラブル出るようになった。だからやっぱりそういうことがないように、ある程度の条件をつけてもらって申請に前向きに臨んでいったほ

うがいいと思うんだけども。

議 長

それでは、ただいま遠藤委員から意見出ましたけれども、3号については当事者、現地の方との十分な話し合いを持ってもらって、それでよしとなったら意見なしとしていいだろうということで、いいですか、そういうことで。

1 6 番

いいですか、1つ。このくらい住宅増えていくと、住宅地に道路もできると思うんだけども、このサクランボしている人は木で売っている、木一本一本売ってお客様が自分で収穫している。かなりのお客様がいる。そうすると、盛りの頃になると家族で車は何十台も来て道路に止められないもので、その辺にみんな止めてくる。だからこの住宅地に道路ができると、そのサクランボにきた人がみんな住宅地に車を止められると、そういうトラブルも考えておかなきゃなと思っているんだけども。逆の見方をすると。

議 長

それは、〇〇さんのお客様が迷惑をかける、〇〇さんが迷惑かけるという場合も考えられるということか。

1 6 番

そうそう、お客様が分からないから。サクランボ園に止められないとそういう可能性だって、木売っている人なもので、お客様もいっぱいいるので。盛りになると車何十台も止まっているから、ここ道路いいとなってそこに止められる可能性が出てくるかなとちょっと思ったもので。

議 長

そのことについても含めてクリアしていただいて、意見なしとしていただくということでいいですか。

4 番

1つ。様々想定される問題があるということであれば、将来的にも言った言わないと水掛け論になったりすると思うので、やはり文書に残して合意をしたということで、それなら大丈夫だということをつけてもらって、こっちに提出してもらおうという形でないと、言った言わないは大変な問題だと思うんだ。そういうことって可能なのか。

議 長

それは行政でやるから、それは議事録か何かにちゃんと残すんだべ。

瀧口主査

今日の議事は残しますが……

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

私のほうから補足でお話しさせていただきます。こちらの除外の場所については現況は農地であるために、農振除外のほうは手続進めますと、改めて農地法第5条の申請のほうをしていただく形となります。その際に、5条申請の際は添付書類関係の際に、隣地の耕作者との同意内容について私のほうから申請の際に求めたいとは考えておりますので、その際には書類としてちゃんと承諾しているという内容で処理したいと考えているところです。

以上です。

議 長

これについては農振を除外するということだから、その後の転用については改めて農業委員会に諮るということでもありますので、その辺でクリアもで

きるんじゃないかと思います。

それでは、ただいまの１号から４号までについて、農振を外すということでいいですか。外すというか意見だから、外したいということですから。

宮原主査

３号については、農業委員会から意見があった場合、そのサクランボ農家の方とお話をして合意をすることという意見をつける形で。

議 長

３号についてはね。

宮原主査

ほかについては意見がないようですけども、３号に限ってはサクランボ農家の方と一度お話を合意の下に事業を進めていくことという意見を付す取扱いということでよろしいでしょうか。

議 長

それでは改めて、３号については今の皆さんの意見を、合意を取っていただくという意見書を出す。それからそのほかについては、議案書のとおり異議がないということでよろしいでしょうか。

全 委 員

異議なし。

議 長

それでは、そのほかに皆さんのほうから何もないければ、この提出議案についての審議は終了していいですか。

続いて、２のその他に移りますが、皆様から何かご発言等ありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないようですので、２のその他を終了し、以上で本日の第１４回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉 会

午前１０時１６分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和6年9月17日（火）

米沢市農業委員会

議長

小関 善隆

議事録署名委員

遠藤 伊一

議事録署名委員

江口 益美